

平成22年度介護支援専門員各種研修について

平成22年度研修の日程

(予定となっておりますので、日程等に変更の可能性がありますので、当財団のホームページを随時ご覧下さい)

研修の名称	受講対象	
(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修	平成21年度から、介護支援専門員として実務に携わっている者で就業後1年未満の者全員が受講の対象となります(必須)また、実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに介護支援得専門員証の交付を受けようとする者」に該当し再研修を受講した者で、実務経験後期間を経過していることから、本研修を受講することが望ましい。	
開催場所	日 時	申込み
中央シルバーエリア (4日間)	1組目 平成22年7月14日(水)～17日(土)	開催要綱(後日、掲載)をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。
中央シルバーエリア (4日間)	2組目 平成22年9月21日(火)～24日(金)	

研修の名称	受講対象	
(2) 介護支援専門員専門研修専門研修課程Ⅰ	介護支援専門員の実務に従事している者であって就業後6ヶ月以上の者 〔 ※ 平成15～17年度に実施された介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱを修了している方は、専門研修課程Ⅰは修了したものとみなされます。 〕	
開催場所	日 時	申込み
中央シルバーエリア (6日間)	1組目 平成22年6月10日(木)～12日(土) 6月22日(火)～24日(木)	開催要綱(後日、掲載)をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。 (主任介護支援専門員研修を今年度受講希望の方は、申込書に忘れずにチェックをお願いします。)
中央シルバーエリア (6日間)	2組目 平成22年8月25日(水)～27日(金) 9月16日(木)～18日(土)	

研修の名称	受講対象	
(3) 介護支援専門員専門研修専門研修課程Ⅱ	介護支援専門員の実務に従事している者であって就業後3年以上の者	
開催場所	日 時	申込み
中央シルバーエリア (3日間)	1組目 平成22年6月18日(金)～20日(日)	開催要綱(後日、掲載)をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。 (主任介護支援専門員研修を今年度受講希望の方は、申込書に忘れずにチェックをお願いします。)
中央シルバーエリア (3日間)	2組目 平成22年9月 8日(水)～10日(金)	

研修の名称	受講対象	
(4) 介護支援専門員再研修	介護支援専門員として県の登録を受けた者であり、 ①登録後5年以上実務に従事したことがない者、又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者。 ②登録後実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者。 ③介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象とすることができる。	
開催場所	日 時	申込み
中央シルバーエリア (7日間)	平成22年7月 8日(木)～10日(土) 8月19日(木)～22日(日)	受講を希望される場合 90円切手を貼付し、返信先住所を明記した封筒を、5月20日(木)まで当財団へお送り下さい。折り返し、開催要綱を送付いたしますので、申込書に必要事項を記載のうえ関係書類を期日まで 県健康福祉部長寿社会課 へお申込みください。 *今年度の更新研修(実務未経験者)と合同の開催となります。なお、平成23年1月～3月にも、再研修を開催予定としております。

研修の名称	受講対象	
(5) 介護支援専門員更新研修	次のいずれかに該当するものであって、介護支援専門員証の有効期限が 1年以内 に満了する者 ①介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者（以下「実務未経験者」という。） ②介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として従事している者又は実務に従事していた経験を有する者（以下「実務経験者」という。）	
開催場所	日 時	申込み
※①実務未経験者 中央シルバーエリア (7日間)	平成22年7月 8日(木)～10日(土) 8月19日(木)～22日(日)	開催要綱(後日、掲載)をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。 *再研修と合同の開催となります。なお、平成23年1月～3月にも、更新研修を開催予定としておりますが、有効期間が満了となる場合には再研修の対象となりますのでご注意ください。
※②実務経験者 中央シルバーエリア (7日間)	専門研修課程Ⅰ・Ⅱと同日開催	開催要綱(後日、掲載)をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。 ※実務経験者については、「介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ」をご参照ください。

研修費用について

対象研修	受講料	対象研修	受講料	備 考
(1) 実務従事者基礎研修	8,000円	(4) 更新研修(実務有)	16,000円	
(2) 専門研修課程Ⅰ	8,000円	〃 (実務無)	16,000円	資料代が別途かかります。
(3) 専門研修課程Ⅱ	8,000円	(5) 再研修	16,000円	資料代が別途かかります。

介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ

1. 平成18年度の介護保険法改正によって変更になった点について

- ① 介護支援専門員登録証明書及び携帯用介護支援専門員登録証明証が、**介護支援専門員証**(以下「証」となり)ました。
- ② 証の交付を受けなければ業務に従事することができなくなりました。**有効期間が5年間**となり、有効期間満了日以降は業務に従事することはできません。ただし、**平成17年度までに介護支援専門員として登録された方については、経過措置があります。(1参照)**
- ③ 証の有効期間が1年以内に満了する者は、介護支援専門員証の交付に必要な義務研修として、「**更新研修**」又は、「**専門研修課程Ⅰ・Ⅱ**」を受講しなければなりません。
- ④ 更新をせずに有効期間が過ぎても、県の登録を削除されることはありません。なお、期限が切れますと業務に従事することができなくなりますが、「**再研修**」を受講し、証の交付を申請することで、業務に従事することが可能となります。
- ⑤ 更新研修の受講対象者の、実務経験の有無につきましては次の通りです。
 - ・実務未経験者・・・証の有効期間が満了するまで介護支援専門員としての従事経験がない者
 - ・実務経験者・・・証の有効期間中に介護支援専門員としての実務従事者又は経験を有する者(更新研修においては、実務経験の期間の規定はありません)



実務経験の範囲

①居宅介護支援事業所②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者④介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)⑤介護予防特定施設入居者介護に係る介護予防サービス事業者⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者⑦地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員の実務に従事しているもの。⑧居宅介護支援事業所の管理者(実務経験者として認められます)

*更新研修の受講要件には、実務経験期間の決まりがありませんので、上記において**サービス計画作成業務の実務経験**があれば、「実務経験者」となります。

*ただし、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための認定調査のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整だけに従事していた等、サービス計画作成業務を行っていなかった場合は、実務経験として認められません。

2. 平成17年度までに介護支援専門員として登録された方の経過措置について

- ・平成17年度までに介護支援専門員として登録されている方は、改正介護保険法施行日（平成18年4月1日）に「介護支援専門員証」の交付を受けたものとみなされます。
 - ・これらの方の介護支援専門員証の有効期間に関する経過措置は、登録証明書が作成された期日に応じて、次の通りとなりますので、ご自身の有効期間を確認してください。
 - ・有効期間の確認は、秋田県より個人宛にそれぞれの有効期間と新登録番号及び介護支援専門員証とみなされる介護支援専門員登録証明書の有効期間を示された通知文が郵送されておりますので、その通知文でご確認ください。
- なお、登録されております住所に郵送したところ「転居先不明」等で返送され、お手元に届いていない方もおられるようなので通知文につきましては直接、秋田県健康福祉部 長寿社会課 介護保険班へお問い合わせください。
(TEL 018-860-1363・1366)

3. 介護支援専門員証の更新に必要な研修の受講可能な年度（年度：該当年4月から翌年3月まで）

（*各自の実務研修修了証明書（登録書）が発行された日までとなります）

実務研修修了年度	有効期間満了日	平成22年度の更新研修対象年度			再研修対象者	備考
		実務未経験者	実務経験者			
			専門Ⅰ	専門Ⅱ		
平成10年度～ 平成15年度	平成21年1月22日～ 22年3月31日までの間	対象外	対象外	対象外	平成22年度以降の再研修	※有効期間満了日は秋田県で登録の場合の日付です。
平成16年度	平成23年2月27日 平成23年3月6日	H22年度の対象	H18～	H20～	対象外	
平成17年度	平成23年2月26日 平成23年3月5日	H22年度の対象	H18～	H21～	対象外	
平成18年度	*登録申請日から5年	H23年度の対象	H18～	H22～	対象外	
平成19年度	*登録申請日から5年	H24年度の対象	H18～	H23～	対象外	

4. 各種手続きの手数料について

制度見直しに伴い、「秋田県介護支援専門員名簿登録管理事業実施要綱」により、介護支援専門員証の交付申請等が申請によることや介護支援専門員管理システムの適切かつ継続的な管理を行うことを目的とし、書換交付・再交付に係る費用を皆様から負担していただくことになりました。

項目	手数料	備考
①登録手数料	2,500円	平成18年度以降の実務研修修了者が、初回に交付申請する場合。（3ヶ月以内に登録申請書を知事に提出する）
②登録移転手数料	3,000円	秋田県での登録を秋田県外に移転しようとする場合。登録を他県より移転し、新たに当県において、介護支援専門員証を申請する場合。（登録移転申請書を知事に提出）
③交付手数料	1,700円	交付を申請する場合。（申請書に写真を添えて、知事に申請）
④有効期間更新手数料	1,600円	更新する場合で、現に有する介護支援専門員証と引き換えに申請する。
⑤書換交付手数料	1,600円	登録後に、氏名又は住所に変更が生じた場合。
⑥再交付手数料	1,600円	亡失、滅失、汚損又は、破損した場合。

- *上記の介護支援専門員証の交付等に係る事務手数料については、秋田県手数料条例による。（納付時は、秋田県証紙で納付していただくこととなります）
- *更新研修を修了し介護支援専門員証の交付・有効期間更新に要する手数料は、③と④合わせた金額となります。（研修とは別途手数料③1,700円+④1,600円=3,300円が必要となります。）
- *再研修を修了し介護支援専門員証の交付を申請する手数料は、③のみとなります。（研修とは別途手数料1,700円が必要となります）
- *②の登録移転手数料については、受験地の都道府県が介護支援専門員の登録を行うことになっておりますが、他県の居宅介護支援事業所や介護保険施設などの業務に従事している（しようとする）場合は、他県へ登録の移転が可能になりましたので、ご希望の場合は県担当（秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班）まで、お問い合わせ下さい。
- *各種提出様式が、秋田県庁のホームページ（美の国あきたネット）に掲載されております。介護支援専門員名簿登録管理事業申請書の中にありますので、介護支援専門員証に変更が生じた場合は、関係書類に記載のうえ速やかにお手続きいたすようお願いいたします。
- *更新研修修了者は様式第8号・再研修修了者は様式第5号に必要な事項を記載し申請してください。
- *各種手続きで不明な点や詳細についてお知りになりたい方は、秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班（TEL018-860-1363・1366）へお問い合わせください。